

秋田市告示第189号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項および同条第5項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定し、休止し、および廃止したので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和8年5月11日

秋田市長 沼谷 純

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
けあビジョンホーム 秋田金足	秋田市金足追分字海老穴210番 地1	令和8年3月1日
デイサービスめぐり	秋田市南通亀の町4番7号	令和8年3月1日
むさしデンタルオフ イス	秋田市保戸野通町4番8号	令和8年1月1日
訪問看護ステーション つむぐ	秋田市御野場六丁目6番11号	令和8年4月1日

2 休止

事業所名称	所在地	休止年月日
ゆきわり草ヘルパー ステーション	秋田市川元むつみ町3番32号	令和8年4月14日

3 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
手形ホームヘルパー ステーション	秋田市手形字十七流10番地11	令和8年3月31日
有限会社ハンドネッ トワーク	秋田市外旭川字三後田169番地 エクセル山本1F	令和8年3月31日